

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和2年6月18日(2020.6.18)

【公表番号】特表2019-515453(P2019-515453A)

【公表日】令和1年6月6日(2019.6.6)

【年通号数】公開・登録公報2019-021

【出願番号】特願2018-557300(P2018-557300)

【国際特許分類】

F 21 S 8/04 (2006.01)

F 21 V 19/00 (2006.01)

F 21 Y 115/10 (2016.01)

【F I】

F 21 S 8/04 110

F 21 V 19/00 150

F 21 V 19/00 170

F 21 S 8/04 310

F 21 Y 115:10

【手続補正書】

【提出日】令和2年5月1日(2020.5.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前面に光を出射する光源部；

前記光源部の後面に結合され、中央に形成された貫通ホールを含むプレート；

前記光源部と前記プレートの間に配置され、前記貫通ホールと向かい合う収容溝を含むホルダーであって、

前記ホルダーの前記収容溝は、

互いに向かい合う第1側壁と第2側壁；および

前記第1側壁と前記第2側壁の間に連結され、互いに向かい合う第3側壁と第4側壁を含み、

前記収容溝は、前記第1側壁から前記第2側壁まで第1方向に延びた第1幅、および前記第1方向と交差する第2方向に延び、かつ、前記第3側壁から前記第4側壁まで前記第2方向に延びた第2幅を有するホルダー；および

前記ホルダーの前記収容溝に収容される胴体部と、前記胴体部から外側に選択的に突出し、前記側壁の異なるものに対する突出段の位置に基づいて前記胴体部から内側に挿入する複数個の突出段とを含むソケットであって、前記突出段が前記第3側壁と前記第4側壁に接する時に前記突出段が前記胴体部から内側に挿入するよう移動するソケットを含み

、前記第1側壁と前記第2側壁の間の前記第1幅は前記プレートの前記貫通ホールの直径より大きく、前記第3側壁と前記第4側壁の間の前記第2幅は前記プレートの前記貫通ホールの前記直径より小さい、照明装置。

【請求項2】

前記第1側壁と前記第2側壁は曲率を有し、

前記第3側壁と前記第4側壁は平坦面を有する、請求項1に記載の照明装置。

【請求項 3】

前記第1側壁と前記第3側壁とが交差する第1角；
前記第2側壁と前記第4側壁とが交差する第2角；
前記第1角から前記ホルダーの中心に向かって突出した第1突起；および
前記第2角から前記中心に向かって突出した第2突起を含む、請求項1に記載の照明装置。

【請求項 4】

前記光源部は
一側が開放されたケース；
前記ケースに配置される回路基板；
前記回路基板上に配置される複数個の発光素子；および
前記ケースの一側に結合するカバーを含む、請求項1に記載の照明装置。

【請求項 5】

前記ケースは中央部に形成され、前記カバーに向かって陥没した凹溝を含み、
前記ケースと前記プレートの間には電源部が配置され、
前記電源部は前記ケースに装着される基板と、前記凹溝に収容される複数個の電子部品
とを含む、請求項4に記載の照明装置。

【請求項 6】

前記回路基板はリング状を有して前記ケースの縁部に配置され、
前記回路基板上に配置される前記複数個の発光素子は互いに向かい合うように配置され
る、請求項4に記載の照明装置。

【請求項 7】

前記ホルダーの前記収容溝の前記第1幅は前記複数個の突出段の外側面を延長した仮想円の第1直径より大きく、
前記ホルダーの前記収容溝の前記第2幅は前記複数個の突出段の前記外側面を延長した
前記仮想円の前記第1直径より小さい、請求項1に記載の照明装置。

【請求項 8】

前記ホルダーは、
前記第1側壁と前記第3側壁とが交差する第1角；
前記第2側壁と前記第4側壁とが交差する第2角；
前記第1角から前記ホルダーの中心に向かって突出した第1突起；および
前記第2角から前記中心に向かって突出した第2突起を含み、
前記ホルダーを前記第1方向に回転させる時に前記第1角と前記第2角によって前記ソケットの前記突出段の回転が制限され、
前記ホルダーを前記第1方向と反対方向に回転させる時に前記ソケットの前記突出段は
前記第3側壁と前記第4側壁によって前記胴体部の内側に挿入される、請求項7に記載の
照明装置。